

## 学校施設使用上の遵守事項（屋外施設用）

学校施設の使用にあたっては、次に掲げる事項を遵守してください。

また、記載事項以外に不明な点がある場合は、事前に江東区教育委員会学務課学事係までご相談ください。

### 【施設使用全般に関すること】

- 施設使用に関する手続き及びトイレ利用の場合を除き、校舎内に立ち入ることはできません。
- 体育的行事等を行う場合は、感染状況に応じて、密集・密接の少ない方法を検討するなど、感染拡大防止に留意した運営を心がけてください。
- 学校施設の使用時間には、後片付け・消毒の時間も含まれます。
- 学校施設の使用にあたり出たごみ類（消毒に使用した除菌シート等も含む。）は、全て使用者にお持ち帰りいただきます。
- 原則として物品の貸出しは行いません。  
但し、学校施設に付随する物品（ベンチ、サッカーゴール、ポール・ネット等）、施設の整備に要する物品（野球で使用するトンボ、テニスで使用するブラシ等）は学校の許可を得て貸出しできる場合があります。
- 同居家族に感染者がいる場合は使用できません。
- 自宅待機等を政府から求められている方は使用できません。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によっては、止むを得ず、予定していた施設使用を中止する場合があります。

### 【施設使用前に行うこと】

- 代表者は、使用日ごとに使用者全員の氏名・連絡先を記録しておき、学校または教育委員会から求められた場合は名簿として提出できるようにしてください。
- 使用団体の代表者は、使用者全員の当日の体調を確認し、体調が思わしくない使用者については使用を控えさせてください。
- 使用者は全員、使用当日に検温を行い、体温が平熱より高い場合は使用を控えてください。また、体温が平熱であっても、具合が悪い場合には使用を控えてください。
- 使用者は全員、マスクを持参してください。
- 手洗いを行うための石鹸・ハンドソープ、消毒を行うための消毒液（または除菌シート）は使用団体が用意・持参してください。
- 校舎内のトイレを使用する場合のスリッパは使用団体が用意・持参してください。

### 【主に施設使用の際に行うこと】

- 十分な身体距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや

熱中症になるリスクがない場合にはマスクを着用してください。

- 声を出しての応援は控え、拍手等の方法で行うようにしてください。
- トイレは学校が指定する場所をご利用願います。
- トイレのため校舎内に立ち入る場合には、持参したスリッパを着用してください。

【主に施設使用後に行うこと】

- 用具等を使用した場合、消毒を行う等、感染症対策を講じてください。
- 施設使用後2日以内に使用者の新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合には、江東区教育委員会事務局学務課学事係まで速やかに連絡してください。
- 前項の連絡があった場合、学校または教育委員会へ使用者名簿を提出していただく場合があります。また、当該名簿の情報をもとに、江東区教育委員会事務局学務課学事係から個々の使用者に連絡させていただく場合があります。

【本内容に対する問い合わせ】

江東区教育委員会事務局学務課学事係

TEL 03-3647-9174（ダイヤルイン）

江東区東陽4-11-28 江東区役所6階（2番窓口）